

大切な財産を守る！（3つの絶対）

～ 特殊詐欺ニュース第91号 ～

●警察が捜査名目に
「ネット銀行等の口座開設」
「暗号資産取引アカウントの開設」
を指示することは絶対ではありません。

●警察が
「ビデオ通話に誘導したり」
「ビデオ通話で警察手帳、逮捕状
を見せたり」
することは絶対ではありません。

●SNSで投資をもちかけられ、最初に
「少額の現金が口座に振り込まれる」
詐欺の手口もあります。
簡単な儲け話は絶対ではありません！

秋 田 県 警 察